

労災保険「二次健康診断等給付」をご存じですか。

労災保険「二次健康診断等給付」は、直近の定期健康診断等において脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された労働者に対して、その発症の予防を図るため、二次健康診断及び医師等による特定保健指導を受診者の負担なく受けることができる制度です。

二次健康診断等給付を受けるための要件

一次健康診断の結果において、次のすべての検査項目について「異常の所見」があると診断された場合に受けることができます。

① 血圧検査 ② 血中脂質検査 ③ 血糖検査 ④ 腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定
ただし、既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方及び特別加入者は対象となりません。

二次健康診断等給付の内容

(1) 二次健康診断

① 空腹時血中脂質検査 ② 空腹時血糖値検査 ③ ヘモグロビンA_{1c}(エーワンシー)検査

※ 一次健康診断において受検している場合は支給されません。

④ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方の検査 ⑤ 頸部超音波検査(頸部エコー検査)

⑥ 微量アルブミン尿検査

※ 一次健康診断の尿蛋白検査で、擬陽性(±)又は弱陽性(+)の所見が認められた場合に限りです。

(2) 特定保健指導

① 栄養指導(適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導)

② 運動指導(必要な運動の指針を示す指導)

③ 生活指導(飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導)

二次健康診断等給付を受けるに当たっての注意事項

① 一次健康診断の受診日から3か月以内に請求(申込み)する必要があります。

② 1年度内に1回のみ受けることができます。

③ 二次健康診断給付病院等でのみ受けることができます。

※ 詳しくは、広島労働局労働基準部労災補償課(082-221-9245)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

個別労働紛争解決研修(基礎研修)開催ご案内

解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなどの労使間でのトラブル(個別労働紛争)が多発しています。この研修は「基本的な法知識」と「問題解決能力」を修得していただき、紛争を予防するだけでなく、発生した紛争に適切に対処し、早期に解決できる人材を養成することを目的としています。是非ともご参加ください。

日程 / 開催地 11月1日～3日(岡山市:第一セントラルビル1号館)

問合先 本研修は全基連((公社)全国労働基準関係団体連合会)が全国の主要都市で開催しております。

詳しくはこちら(全基連) <http://www.zenkiren.com/>